

## 『平成 25 年度朝鮮学園補助金支出についての問題点』

### ◎補助金についての簡単な説明

- 1、平成 25 年度における私立外国人学校への補助金(福岡県私立外国人学校教育振興費補助金)は、対象と成る福岡朝鮮学園と福岡インターナショナルスクールの 2 校へ予算 600 万円(予算全体)が計上されていましたが、平成 25 年度については福岡インターナショナルは平成 24 年度と同様に補助金の申請をしていないために、補助金の支出対象は福岡朝鮮学園のみとなっています。
- 2、補助金の額は、補助対象事業費精算額の 2 分の 1 と補助金交付決定額のいずれか低い方の額となる。(上限 300 万円または申請した補助対象事業費の 2 分の 1 の内、いずれか額の少ない方と成る)
- 3、補助金は、福岡県補助金等交付規則第 4 条及び福岡県外国人学校教育振興事業費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき交付されています。
- 4、県による朝鮮学園への補助金は過去、平成 17 年度から平成 21 年度まで朝鮮学園によって北九州市の補助金と二重取り(5 年間で 6 4 5 万円)をされていた事が発覚し、加算金も加えて 8 2 2 万円を返納させられている。

ただし、この時の監査によれば、「この重複受領は、学校法人の事務処理上の誤りによるものであり、その申請手段は詐欺的なものとまでは言えない」という二重取りの期間や金額を考えても不自然な形で決着し、その後も補助金の金額は減らされたものの、そのまま続けられています。

#### 【朝鮮学校補助金 年度別一覧】

| 年 度      | 補助金      | 差引き受領額         | 返還請求額       | 加算金         | 返還合計        |
|----------|----------|----------------|-------------|-------------|-------------|
| 平成 17 年度 | 800 万円   | (7,980,148 円)  | 13,000 円    | 6,852 円     | 19,852 円    |
| 平成 18 年度 | 800 万円   | (5,729,057 円)  | 1,604,000 円 | 666,943 円   | 2,270,943 円 |
| 平成 19 年度 | 800 万円   | (4,565,252 円)  | 2,633,000 円 | 801,748 円   | 3,434,748 円 |
| 平成 20 年度 | 800 万円   | (6,825,021 円)  | 983,000 円   | 191,979 円   | 1,174,979 円 |
| 平成 21 年度 | 800 万円   | (6,679,312 円)  | 1,217,000 円 | 103,688 円   | 1,320,688 円 |
| 合 計      | 4,000 万円 | (31,778,790 円) | 6,450,000 円 | 1,771,210 円 | 8,221,210 円 |

差引き受領額とは、朝鮮学園が計画及び請求した補助金額から「補助金の対象外」になった金額を差引いた「実際に受領した補助金額」です。

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 平成 22 年度 | 191 万 7 千円(差引き受領額は現在の時点では不明です)   |
| 平成 23 年度 | 187 万円(差引き受領額は現在の時点では不明です)       |
| 平成 24 年度 | 181 万円(121 万 1 千円)               |
| 平成 25 年度 | 182 万 5 千円(128 万 7 千円)           |
| 平成 26 年度 | 96 万円(情報開示請求中：11 月に提出される模様)      |
| 平成 27 年度 | 119 万 7 千円(情報開示請求中：11 月に提出される模様) |
| 平成 28 年度 | 127 万 5 千円(104 万 4 千円)           |
| 平成 29 年度 | 本年度分？                            |

- 5、尚、北九州市は県とは別に 300 万円の補助金を福岡朝鮮学園へ支出しています。この補助金は、再度二重取りをされないようにと、県(用品費等)とは別の設備費等に支出されているようです。また、福岡市から朝鮮学園に支出されていた補助金は、平成 24 年に市民団体(在特会)による指摘によって、一部の補助金(約 60 万円)が不正に支出されていた事が暴露され、その後、現在は福岡市からの朝鮮学園に対する補助金は停止されています。

## (1) 【旅費の問題点】

旅費(交通費)については、平成24年度と同様に朝鮮学園という外部団体に対して県の職員と同等の支出基準が適用されており「領収書無し」でも交通費が支出されています。

本来ならこれは異常な事態であるはずですが、県の担当課および担当者は、まるで「領収書無し」の支出が当然のような回答をなされました。この原因は、県自体が本来、領収書類の提出が義務付けられている公金の支出に対して、その煩わしさから、県庁の職員が使用した「一定の金額内の交通費」を計算書等による確認によって支出できるようにしたものが、時を経るうちにそれが常態化して、それが常識であるとの認識を生み、その後それを業務的に何の関連性も無い外部団体にまで適用しても良いという勘違いから生まれたものだと思います。

この25年度の外国人学校補助金からも724,680円(県の補助金は1/2の362,340円)の交通費が福岡朝鮮学園から申請され、その内の185,960円が領収書が出ないバスの運賃で、それ以外の538,720円が「領収書が取得できるのに取得されていない交通費」であり、その割合は交通費(旅費)全体の74%にも上ります。

また、24年度と25年度に福岡朝鮮学園へ支出された補助金を合わせれば2,498,000円と高額になり、その内の「領収書が取得できるのに取得されていない交通費」は958,140円(24年度419,420円、25年度538,720円)、その内の24年度の補助金は209,710円、25年度の補助金は269,360円と成り、補助金の合計は479,070円となります。これは全体の約19.2%を占め、平成24・25年度の二年度に福岡朝鮮学園が県へ申請を行った補助金の内、約2割が「領収書を意図的に取らなかった交通費」で占められ、実際に支出されているという事です。

では、平成25年度の領収書が無い538,720円の内どれだけの金額が、県の担当課や担当者によって適正な支出と証明できるのでしょうか？ それは恐らく不可能ではないかと思われます。なぜなら3年もの時が経ち、記憶や記録も無くなっている可能性が高いでしょうし。

第三者的な立場で証明する「領収書」が無いのですから、

- ①、本当にその交通機関を利用したのか？
  - ②、本当に申告されている人数で使用したのか？
  - ③、切符の払い戻し等がされていないか？
- などがそもそも確認ができないと思われます。

毎年度のように書きますが、交通費や燃料費は不正を生みやすい予算です。例えば、

- ①、その交通機関を使わなくても、生徒をその保護者に送迎させれば申請した交通費はまるまる不正受給と成ります。また、送迎が一部の生徒であってもその分が不正受給と成ります。そして、交通費の全額を生徒自身に負担させても不正受給が行えます。また仮に生徒の数が少なければ、教師の乗用車で移動も可能です。
- ②、仮に切符を買い、領収書が有っても、同じように生徒をその保護者に送迎させたり、自己負担させたりして、その切符を払い戻せば、領収書は手元に残ったまま、払い戻しの手数料を差し引いた交通費を不正受給する事が可能です。

このような不正が起りやすい交通費に関して、領収書の確認もせずに公金を支出する事は、正常な状態ではありません。しかし、県の職員にはその感覚自体が欠如しています。

この様な状態で、小川知事をはじめとする県庁は「予算執行後も調査し、確定させている。適正に執行することで(北朝鮮に流れないよう)担保する」などと表明しているようですが。領収書自体が無くて、一体、どのようにして適正に執行されていると証明できるのでしょうか？ 是非、証明していただきたいと思ひます。

もし、今後も福岡朝鮮学園への補助金が続けられる場合にも、交通費への補助は対象外にしておいた方が県知事並びに職員の身を護る術に成ると思われます。

(2)、【旅費以外の問題点】(九州中高級学校)

- ①、中高級学校の「学園祭」で計上されている、2013/6/10 過酸化水素水 35% 2個、2013/6/18 コカコーラゼロ・ペプシネックス各1、2013/6/19 メントス2個、2013/6/22 コカコーラゼロ8本とメントス4個が計上されていますが、これらの領収書にはすべてに「競技用」と領収書に書かれてあるようです。

これらは、いったい何に使用されたのでしょうか？ もし、私的な飲料用等ではなく、イベントのプログラムに有るような理数系の理科実験パフォーマンスや何らかの競技に使用されたのなら、その具体的な内容を説明して下さい。

- ②、2013/6/18 雑貨 105 円 2 個(ミーツ本城店)、2013/6/25 ダイソー 105 円商品 2 個、2013/7/4 ダイソー(景品) 630 円(領収書に記載されたコピーの文字が読めない)と計上されていますが、これらの商品の内容が不明なのでどうやって必要なもの(補助金の対象内)と担当者は判断できたのでしょうか？

- ③、2013/7/2 ギフト券 3600 円(イオン戸畑で購入)、  
2013/7/2 スターバックカード発行 2000 円(ゆめタウン博多店で購入)、  
2013/7/2 図書カード 5500 円(ゆめタウン博多店で購入)、  
2013/7/2 自転車 22,980 円(サイクルベースあさひ力丸店[北九州市]で購入)、  
2013/7/3 全国百貨店共通商品券 6000 円(博多阪急で購入)

と計上されていますが、これらの金額をすべて足すと 40,080 円に成ります。

これは、恐らく学園祭を盛り上げるための抽選イベントなどの景品にされたと思われそうですが、自転車の 22,980 円は学校内によるイベントの景品としては高価過ぎるのではないのでしょうか？ 県は学校の行事に補助を行っているのですから、このように特定の個人へ高額な金券や商品が渡るような物への補助は対象外とするべきです。

また、ギフト券・商品券・図書カード・スターバックカードのいずれも金券ショップで換金ができます。そしてこれらのカードや金券は、誰にとっても使用が容易なので、本当にイベントなどで使われて該当者(当選者)へ渡されたのかも疑問です。最悪の場合には、領収書を取得するために一旦購入し、その後換金したとも考えられますので、こういう金券・カード類が補助金で購入された場合には、実際に「学園祭」で使用されて、購入者や学校関係者以外に渡されたという証明が必要だと思います。

またこれらについての疑問点としては、景品の金券をなぜこうもバラバラの種類や場所で購入したのかという事です。抽選の景品としては、図書カードや商品券は、金額で差を付ければよいと思えるので、購入場所や金券の種類があまりにバラバラだと、本当に景品として使用したのか？ 本当は購入者の自己使用ではないかと疑問が湧きます。

- ④、2013/6/15 講演録冊子には、98,200 円という高額な金額が使用されていますが、記録によれば購入部数は1900部で配布数が300部と成っていますが、最終的な配布数はどれくらいなのでしょうか？

もし、配布数が記録のままであるならば、まったくの無駄遣いと成るので、今後はこのような冊子については補助金の対象外とするべきです。

- ⑤、中級バスケット関係の消耗品費(約 14,000 円)としてアクエリアスやミネラルウォーターが計上されていますが、これらについては自己飲料のみで何ら交流や私学の振興とは関係ないと思われそうですので、補助金の対象から外すべきだと思われそうです。

(3)、【旅費以外の問題点】(北九州初級級学校)

- ⑥、北九州初級学校の「地域住民公開運動会」の 2013/5/24「運動会借り物競走の野菜代 5,200 円」は、何故に遠賀町まちづくり課の課長宛てに成っているのでしょうか？
- ⑦、「北九州アリラン夏祭り」における打ち上げ花火料金に 257,900 円(補助金は 128,950 円)という高額な補助金が支出されていますが、県から朝鮮学園へ支出されている補助金の目的は「日朝の生徒の文化的交流」や「私学の振興」というものです。  
果たして、一瞬で消えるこの「打ち上げ花火」がどれほど文化的交流や私学の振興に貢献しているのでしょうか？大変な疑問です。もしこの補助金の目的が「町内会による日朝の文化的交流」であるのなら、それほど問題ないように思えますが、12 万円を超える補助金を一瞬で消える花火に費やすよりも、もっと生徒の学力や生徒双方の交流に役立つ物へ使用した方が良いでしょう。
- ⑧、「納涼祭りチラシ」を 7000 部購入(13,120 円：補助金 6,560 円)も補助金の対象に成っていますが、果たして 7000 部も実際に配布を終えたのでしょうか？ 仮に、個人宅のポストにポスティングをしたとすれば 7000 世帯という途方もない数に成ります。  
学校の生徒やご近所周辺に配布しただけなら多くても 1000 部程度で十分だと思われるので、もし相当な数の未配布がある場合には、それも不正受給または不正(過大)請求のどちらかに当たるのではないのでしょうか？ この印刷をした会社(プリントパック)は、100 部から 100 部刻みで印刷数が指定できるように成っています。ですのでいきなり 7000 部もの大量な印刷数を発注する必要は無いと思われれます。  
もしこの状態で、7000 部ほとんどのチラシが配布されているのなら良いのですが、一部だけの配布で終了しているようならば、残数分は朝鮮学園による補助金の過大請求に成るのではないのでしょうか？ このような、配布状況が確認しづらい広報用の配布チラシやポスターは補助金の対象にはするべきではないと思います。
- ⑨、2013/8/6 祭り用タオル 300 枚作成に 50,400 円が使用され、補助金が 25,200 円が支出されています。果たしてこの「祭り用のタオル」を作成する必要があったのでしょうか？ 補助金の本来の目的から少し逸脱しているような感じですが、もしそのような事に使えるのなら、祭り用の Tシャツも OK、祭り用のトレーナーも OK、祭り用のジャンパーも OK と成って行きそうです。  
偶然かもしれませんが、中高級の生徒と教師 159 名、北九州初級・幼稚園の生徒と教師 77 名、福岡初級・幼稚園の生徒と教師 74 名を合わせるとタオルの枚数に近い 310 名に成ります。もしかしてこの祭り用のタオルは、交流の為ではなく自分達限定のタオル作成ではないのかと疑念が湧きます。  
このようなグッズを作る場合には、そのすべての費用を学校または父兄側に全額負担させるべきであり、補助金の対象からは外すべきだと思います。
- ⑩、同じく「北九州アリラン夏祭り」に 2013/8/22 図書券(3,000 円)、2013/8/21 ミキサー(7,480 円)へ補助金が支出されていますが、上記の③に記述していますように特定の個人へ渡される景品などには、補助金の目的を考えれば支出をしないようにした方が良いでしょう。
- ⑪、2013/8/24 クリーニング代として愛の一座の愛甲秀則氏へ 30,000 円が支出されており、愛甲秀則氏の領収書なる物も提出されていますが、県へ提出されている物は、領収書とはなっていますが、領収書

ではなく受領証に該当する物ではないでしょうか？

本来、領収書という物は、何らかのサービスや商品の購入について請求された金額に対して、その金額を領収しましたという証明書のはずです。すなわち、これらの場合には、どういうサービスを受けたから、またはどういう商品を購入したからという、その代金を記入した請求書が前提にあり、それに対して購入者等が請求されたその代金をサービスや商品提供者へ支払い、その支払いを受けた者がその証明書として発行した物を「領収書」として、代金支払者へ渡されるのだと思います。

ところが愛甲秀則氏から朝鮮学園へ渡された領収書には、愛甲氏が「クリーニング代として正に受け取りました」として記されているだけで、クリーニングの対象物や作業内容が記されてありません。

また、これでは愛甲氏が自分でクリーニングを行ったのか、それともクリーニング業者へ発注したのかも不明です。もし、クリーニング業者へ発注された物ならば、県はその業者の領収書を取り寄せ、または愛甲氏か朝鮮学園から提出してもらい、支出された 30,000 円(補助金は 15,000 円)との差額分を検証し、支出額が多い場合には、その差額分を返納して貰わねば、愛甲氏の公金に対する不正受給や朝鮮学園の過大支出に成ると思われますがどうなのでしょう？

また、愛甲氏が自分でクリーニングを行っていたとするならば、そのクリーニングした対象物とクリーニングの作業内容を明らかにして貰い、その内容が一般のクリーニング業者のサービス代価と比べて正当であるのか無いのかを調査して、過大な対価であればその分の補助金を返納して貰わなければ成らないと思われますが、県としてはどのように判断されるのでしょうか？

もし、愛甲氏から提出されている物を領収書と認めて公金が支出されるのであれば、領収書の金額をいくらでも好き勝手に記入して、自治体から好きなだけ補助金を支出させることが出来るということになりますが、それが小川知事が記者会見で表明された「適切な支出」と言えるのでしょうか？

- ⑫、市民交流朝日友好「学芸会」の 2013/11/7 カセットテープやデコレーションボールと共に購入された スマートフォンストラップ (105 円)は、何に使用する目的なのでしょう？

#### (4)、【旅費以外の問題点】(福岡初級級学校)

- ⑬、本校地域住民公開「運動会」の 2013/5/24 レギュラーガソリン 20L、2 サイクルオイル 1L、給油時刻 19:15、給油場所：ステージ和白 SS については、いったい何の使用目的で給油並びに 2 サイクル用オイルを購入されたのでしょうか？ この情報を素直に受け止めた場合には、2 サイクルエンジンを載せたバイクに燃料とエンジンオイルを補給したか、草刈り機のための混合燃料のために購入したとしか考えられません。

もし仮に草刈り機であったとしたならガソリンの量が多過ぎるようだし、そもそも専用の混合燃料を買えば混ぜる手間もありません。一体このガソリン 20L と 2 サイクル用エンジンオイル 1L は何に使用されたのでしょうか？

- ⑭、同じく本校地域住民公開「運動会」の 2013/5/29 (水曜)、チャック付きフラワとフルーツミックス 各 1 個は、日清の食用オイル(フラワーオイル)と果物ゼリーのようですが、運動会と何の関係があったのでしょうか？ また、購入時間も 23:01 と不自然です。

それと同日の 2013/5/29 購入時刻 12:13、UCC 職人のコーヒー× 5 個・ラックス SR 6P・ニュービーズ 198 円× 5 個は、缶コーヒーと婦人用シャンプーと洗濯用の洗剤のようですが、これと運動会とはどんな関係があるのでしょうか？ ひょっとして、私用購入した領収書を、県側がろくなチェックもしていないので、私用と承知の上で提出したのではないのでしょうか？ それとも運動会の表彰の景品としての購入でしょうか？ だとしても食用オイルや婦人用シャンプー、洗剤などは学校

行事の景品としては違和感があります。

- ⑮、福岡ふれあい納涼祭の 2013/7/24 の打ち上げ花火申請料(7,900 円)と 2013/9/6 の打ち上げ花火の諸経費代金(20,000 円)については、平成 25 年度は多額の補助金申請が有った附属幼稚園 50 周年記念のイベントが有ったためか、朝鮮学園側が例年の 10 分の 1 の費用しか補助金の申請をしていません。

県民の常識としては、打ち上げ花火のイベント自体が学校の行事としては過大なイベントであると考えられるので、申請されている 27,900 円も対象外にすべきです。

- ⑯、同じく福岡ふれあい納涼祭の 2013/9/24、アスクル代金 9,996 円はイベント終了後、約一ヶ月後の郵便振り込みでの支払いになっている上に、アスクル(事務用品販売)を利用した内容も不明です。これでどうやって適正な支出と判断できたのでしょうか？ またこれに関しては、福岡ふれあい祭りでの申請ではなく、2013/10/27 の附属幼稚園 50 周年イベントで申請するの適切ではないかと思えますが、どうなのでしょう？ しかもし、そうであるならば、県のチェックは金額と大まかな内容しか見ていない不適切なチェックであるということ事になります。

- ⑰、附属幼稚園 50 周年記念イベントの 2013/6/28 の幼稚園 50 チラシ 1500 部(8,900 円)と youmemire 券(当日の抽選券)1500 部(19,148 円)については、これほどの印刷部数が必要だったのでしょうか？

このイベントは幼稚園の物であり、その園児数は出金明細表や事業実績表から 26 名、初級学校生徒を入れても 62 名、これに教員を入れて 74 名となっており、このイベントへの参加者も 500 人となっています。

この状況でどうしてチラシや抽選券を各 1500 部も印刷せねばならないのでしょうか？ この時に受注したネットの印刷業者(プリントパック)では、100 部からの印刷を請け負っているので 600~700 部程度でも良かったのではないのでしょうか？ もし、1500 部の内で参加人員が予想よりも少なかったり、近隣への配布が少なかったりして、配布数が印刷数を大幅に下回れば、補助金として支出された税金の無駄遣いであり、朝鮮学園の過大申請に成ると思われます。よって使用数が不確実なチラシや冊子などは補助金の対象から外すべきです。

- ⑱、同じく附属幼稚園 50 周年記念イベントの 2013/9/21、ナイロンテグス 5 号・10 号、富士通アルカリ乾電池(型番から単 5 電池と思われる :主に LED ライトに使用される)は、釣り用品だと思われますが、イベントの一ヶ月以上前に購入されたこれらの商品は、一体何に使用されたのでしょうか？

- ⑲、同じく附属幼稚園 50 周年記念イベントの 2013/9/31 のサクラクレパス(2,366 円)、2013/11/21 のアスクル利用代金(18,632 円)利用内容不明、2013/11/29 のサクラクレパス(和紙)3,678 円、はイベント後に何に使用されたのでしょうか？ 特にアスクル利用代金とサクラクレパス(和紙)はイベントの一ヶ月後の支払いとなっています。アスクルもサクラクレパスも主としてインターネットでの営業を行っている会社ですので、通常は注文と同時にその支払代金を求められるのではないのでしょうか？ そうであるのなら、この領収書は他のイベントでの領収書にならなければ不自然だと思われますがどうなのでしょう？

- ⑳、同じく附属幼稚園 50 周年記念イベントの 2014/3/5(請求は 11 月 5 日)印刷代？(株式会社伸和)13,000 円は、内容が判らないことと、イベント終了後の請求で、尚かつ支払いが翌年の 3 月 5 日とはどういう物の印刷代金だったのでしょうか？

以上の20項目についても回答をお願いいたします。